

## 実績評価書

平成16年8月

政策体系	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	4	国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること
		家庭用品の安全性を確保すること
担当部局・課	主管課	医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
	関係課	

## 1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	家庭用品の安全確保マニュアルの策定を推進すること
(実績目標を達成するための手段の概要)	
家庭用品による健康被害の未然防止対策として、事業者自らによる安全確保レベルのより一層の向上を支援するため、家庭用品の商品群ごとに健康被害の発生状況、その原因究明への取組、新たな健康被害の可能性などを網羅した「安全確保マニュアル作成の手引き」を策定する。	
(評価指標)	H11 H12 H13 H14 H15
マニュアル策定数	1 0 1 0 0
(備考)	
評価指標は「安全確保マニュアル作成の手引き」の策定数である。	
概ね2年間で1つのマニュアルを策定することとしているが、現在は、平成14年度より、「不快害虫用殺虫剤」のマニュアル策定に着手しており、平成16年度に完成予定である。不快害虫用殺虫剤は、その中に含まれる製品の種類(成分、剤型)が非常に多岐にわたっており、それぞれに適応する安全対策の検討に時間を要している。	

## 2. 評価

## (1) 現状分析

現状分析
製品の品質向上競争が激化した結果、家庭用品の性能もめざましく向上した。この結果、使用されている各種の化学物質による健康被害を未然に防ぐため、「安全確保マニュアル作成の手引き」に少しでも多くの商品群を取り上げる必要がある。これまで、商品群ごとの手引き作成の際の基礎として総論的な内容を持つ「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を策定した他、防水スプレー、芳香・消臭・脱臭・防臭剤及び家庭用カビ取り・防カビ剤についての「安全確保マニュアル作成の手引き」を策定し、公表して周知を図ってきたところである。なお、平成14年度より着手した「不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアル作成の手引き」について、引き続き策定作業を行っている。

## (2) 評価結果

### 政策手段の有効性の評価

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(家庭用品規制法)第3条において、家庭用品の製造業者及び輸入者の責務として、製品に含有される物質の人の健康に与える影響を把握し、健康被害が生ずることのないように努めなければならない旨が規定されており、これを支援するための「安全確保マニュアル作成の手引き」を策定することは家庭用品の安全性の確保を推進する上で有効であると考えられる。

### 政策手段の効率性の評価

「安全確保マニュアル作成の手引き」の策定に当たっては、関係分野の専門家が参加し、製品の設計、製造から使用、廃棄に至るまでの総合リスク管理の手順等について検討がなされ、概ね2年間で1つの商品群についてマニュアル作成の手引きが策定される。「安全確保マニュアル作成の手引き」が策定された商品群については製造・販売業者がこれに沿ったマニュアルを作成し、商品の企画、製造、販売の各段階における安全性の確保が図られることになり、家庭用品の安全性を確保する上で効率的である。

### 総合的な評価

マニュアル作成の手引きの策定を着実に進めることにより、施策目標の進展に向け効果があった。今後も引き続き策定作業を行う。また、新たに必要な商品群についてマニュアル作成の手引きの策定を進める必要がある。

評価結果分類	分析分類

## 3. 特記事項

### 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

「安全確保マニュアル作成の手引き」の策定に当たっては関係分野の専門家を参集し、製品の設計、製造から使用、廃棄に至るまでの総合リスク管理の手順等について、知見を活用している。

### 各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

### 総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

### 国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

### 会計検査院による指摘

なし。